大村市省エネルギー等設備導入支援事業費補助金

原油価格や物価高騰等の影響を受けている市内中小企業者の省エネルギー対策を推進するため、省エネルギー・高効率化設備等(省エネ等設備)を導入する事業者に対し、「大村市省エネルギー等設備導入支援事業費補助金(以下「市補助金」)」を交付します。

※「長崎県省エネルギー等設備導入補助金または長崎県小規模省エネ設備導入補助金(以下「県補助金」)」の交付決定を受けた市内事業者の、県補助金の「補助対象外」となった経費のみが対象です。

県補助金の対象経費 ※市補助金の対象になりません。 市補助金の対象経費 (上限 20 万円)

省エネ設備導入の経費総額

【申請期間】 令和 4 年 1 1 月 18日(金)~令和 5 年2月 17日(金)

対象者 県補助金の交付を受け、市税の滞納が無い者で、次のいずれかに該当する者

- ○市内に本店若しくは主たる事務所または事業所を有する法人(中小企業基本法に規定される中 小企業者)または個人事業主
- ○個人事業主(本市の住民基本台帳に記録されている者)

対象経費 次のとおり(消費税及び地方消費税を除く)

- ○省エネ等設備の導入に要する経費(税抜き1万円以上のもの。税抜き1万円以上の複数の経費を組み合わせての申請可)
- ※県補助金の補助対象となった経費は、市補助金の補助対象になりません。

補助率・補助上限額等

次のとおり

- ○15分の2以内
- ○一事業者当たり上限20万円(1,000円未満切捨て、申請は1回限り)

提出書類等

- ・申請書 [様式第1号]
- ・市補助金の補助対象経費の内訳が分かる書類
- 誓約書
- ・県補助金の交付決定通知書の写し
- ・ 県補助金の交付申請書類の写し
- ・市税の滞納がないことの証明する書類(納付状況 の確認に対する同意がある場合は不要)
- · 実績報告書「様式第 2 号] ※実績報告時
- •請求書[様式第3号]※交付確定後補助金請求時
- ・その他市長が必要と認める書類(必要に応じて)

補助金申請から交付までの流れ

① 【事業者】申請書類を提出

県補助金対象外の経費

- ② 【大村市】申請内容審査、交付決定
- ③ 【事業者】事業終了後に実績報告
- ④ 【大村市】実績報告確認、交付確定
- ⑤ 【事業者】市に対して補助金を請求
- ⑥ 【大村市】指定口座に補助金振込み

大村市 商工振興課